

裁 決 書

審査請求人 X

不作為庁 葛飾区福祉事務所長

審査請求人が令和5年10月14日付けで提起した不作為庁による被保護者自立促進事業支給申請に係る不作為に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、令和5年8月17日に、葛飾区福祉事務所長に対し、健康管理・増進のための器機購入経費に係る被保護者自立促進事業支給申請書兼給付申込書を提出した（以下「本件申請」という。）。
- 2 審査請求人は、令和5年10月14日に、本件申請に係る不作為に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起した。

審理関係人の主張の要旨

審査請求人の主張

審査請求書における審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

申請から相当な期間が経過しても未だ処分がなされない。

理 由

1 法律に基づく申請

不作為に対する審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第3条において「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請した者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる。」と規定されている。

不作為に係る審査請求は、当該不作為に係る申請が「法令に基づく申請」であることが要件とされているところ、本件申請は、葛飾区被保護者自立促進事業実施要綱（平成17年7月25日付け17葛福西第11号。以下「本件要綱」という。）に基づくものであり、「法令に基づく申請」に該当しない。

この点、審査請求人は、申請が法令に基づくか否かは制度全体の趣旨を勘案した上で決せられるべきであるとして、昭和54年7月30日大阪高等裁判所判決を引用する。

要綱に基づく申請が「法令に基づく申請」に該当するか否かについては、判例及び学説において争いのあるところである（否定した例として昭和53年5月26日大阪地方裁判所判決）が、最高裁判所の判例は存在しない。

そもそも、本件要綱は、被保護者等の自立の促進を目的としており、生活保護法（昭和25年法律第144号）に関連するものであるが、生活保護法により制定されたものではない。すなわち、生活保護法第55条の8は、健康管理支援を目的とするものであり、自立の促進と関連はするが、その目的は本件要綱と必ずしも一致するものではない。また、同条は支援の具体的な方法を規定しておらず、給付を求めるものではない。その他、生活保護法、生活保護施行令（昭和25年政令第148号）及び生活保護施行規則（昭和25年厚生省令第21号）においても、本件のような申請において給付を行うべきとする規定は存在しない。

そのため、本件要綱は、制度全体の趣旨を勘案しても生活保護法等の法令を実現するための制度ではなく、審査請求人の申請は、制度全体の趣旨を勘案しても「法令に基づ

く申請」に該当しない。

2 結論

以上のとおり、本件審査請求は、不適法であって補正をすることができないことが明らかであることから、行政不服審査法第24条第2項及び第49条第1項の規定により、審理手続を経ずに主文のとおり裁決する。

令和5年11月20日

審査庁 葛飾区長 青 木 克 徳

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした不作為が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。